

尼崎市社会保障審議会 高齢者保健福祉専門分科会
地域密着型サービス運営部会のあり方について

1 部会の組織の変遷

(1) 平成18年4月に要綱設置の会議体として運営

名称：尼崎市地域密着型サービス運営委員会

※平成18年の介護保険法の改正により、開催が義務付けられた。

(2) 平成26年3月に社会保障審議会の部会に位置付け。現在に至る。

名称：尼崎市地域密着型サービス運営部会

※平成27年の介護保険法の改正により、指定に係る開催が努力義務となった。

2 部会の開催回数及び主な議題

(1) 開催回数

年度	開催回数	年度	開催回数
18	3回	25	2回
19	4回	26	1回
20	3回	27	なし
21	3回	28	1回
22	2回	29	1回
23	3回	30	1回
24	3回	元	1回

(2) 主な議題

- ・事業所指定等の状況
- ・事業者の公募結果
- ・介護保険事業計画における地域密着型サービスの整備計画について
- ・介護保険制度の改正について

など

3 部会のあり方について

地域密着型サービス運営部会（委員会）が設置された平成18年当時は、市町村が指定権限を持つ範囲が地域密着型サービスなどに限定されておりましたが、その後の法改正による権限移譲により、市の権限が及ぶ範囲が拡大されたことや現在においては様々な事業所や施設などで多種・多様なサービスが提供されている状況を踏まえ、今後は地域密着型サービスを含めたサービス全体について効果的・効率的に現状を把握し、議論していく必要があるのではないかと認識しております。そのため、令和3年4月から地域密着型サービス運営部会を高齢者保健福祉専門分科会に統合し議論を深めていくことを提案いたします。

(参考1)

近年の議題について

平成29年度

- (1) 指定廃止件数について
- (2) 地域密着型サービス事業に対する実地指導の状況について
- (3) 地域密着型サービスの整備目標及び進捗状況について

平成30年度

報告事項

- (1) 地域密着型サービスの整備目標及び進捗状況について
- (2) 指定・廃止件数について

審議事項

- (1) 地域密着型サービス事業に対する実地指導の状況について
- (2) 共生型サービスについて

令和元年度

報告事項

- (1) 地域密着型サービスの指定・廃止件数について

審議事項

- (1) 地域密着型サービス事業に対する実地指導の状況について

(参考2)

令和3年度からの尼崎市社会保障審議会の構成 (案)

